

# 第 1 章

## 計画の基本的事項



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

常陸大宮市は緑豊かな森林や清流，実り豊かな里山に恵まれています。そこには多くの動植物が生息・生育し，豊かな生物多様性を形成しています。

しかしながら，便利で物質的な豊かさを求める生活様式の普及，少子高齢化の進展と合わせて，人と自然とのかかわりも次第に希薄になってきています。私たちの暮らしに豊かな恵みと潤いをもたらしてきた森林や農地，水辺などの維持管理が困難になり，森林の荒廃，耕作放棄地の増加，ごみの散乱，野生生物の生息環境の変化に伴う農作物への鳥獣被害など，様々な問題が起きています。

加えて，大量生産・大量廃棄は，市内の自然環境や生活環境に影響を及ぼしました。現在も山林での不法投棄や町中でのポイ捨てが問題となっています。

一方，視点を地球環境に向けると，温暖化の進行が深刻な問題となっています。常陸大宮市でも，異常気象や外来種の侵入などの影響が顕在化しています。

今後は，温室効果ガス排出の低減に加え，温暖化の影響に対する適応も求められています。

これらの環境問題に対応するため，常陸大宮市では平成18年に「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保」を目的とした「常陸大宮市環境基本条例」を制定しました。続けて，平成20年には望ましい環境像に“清流と里山に学び，みんなで創る 環境にやさしいまち 常陸大宮”を掲げた「常陸大宮市環境基本計画」を策定しました。

平成25年には，環境の状況や市民・事業者の意識の変化を踏まえ，「常陸大宮市環境基本計画」（以下，前計画という。）を改訂しました。前計画では，東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓を反映しています。

前計画の改訂から5年が経過し，平成29年度に計画期間が満了となることから，現在市が抱える環境面における課題の解決を図り，常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした新たな「常陸大宮市環境基本計画」（以下，本計画という。）を策定します。

本計画は，市が実施する施策だけではなく，市民や事業者の環境保全への取組の基本的なあり方や具体的な指針を示し，協働で環境を守り，育てていく「道しるべ」となるものです。

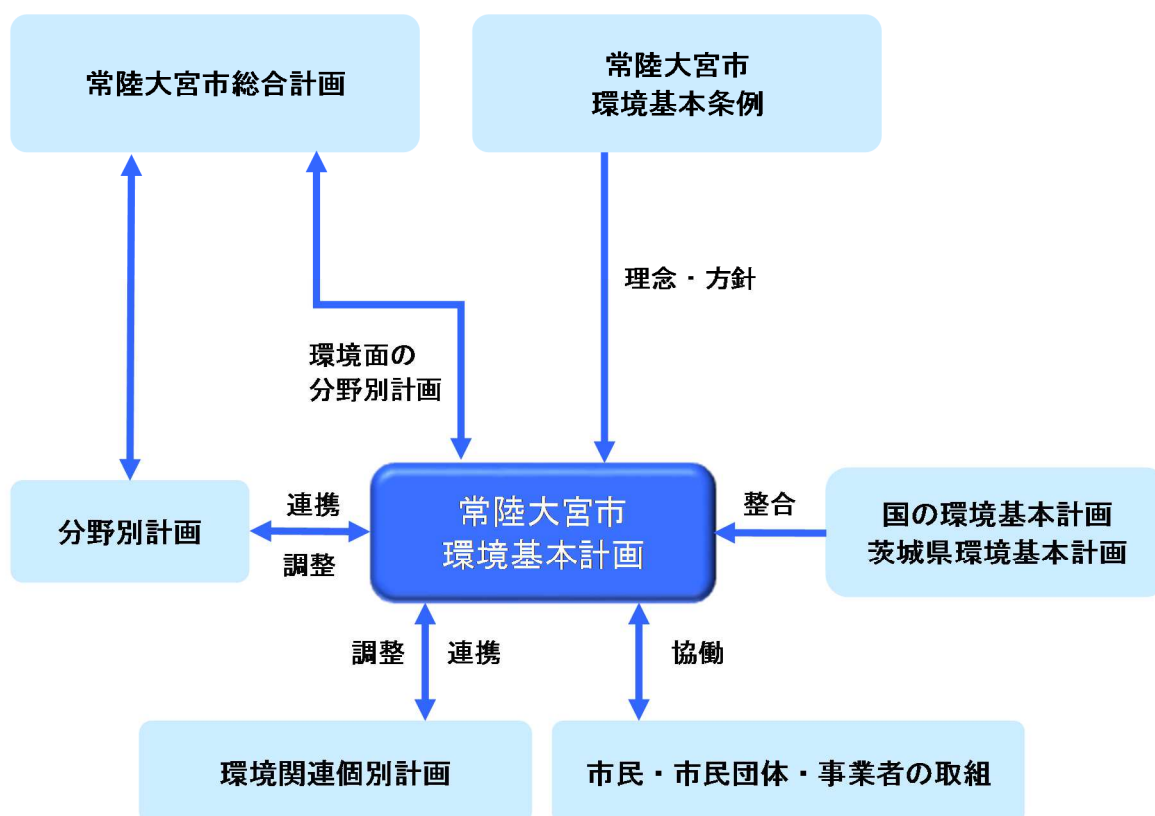
## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「常陸大宮市環境基本条例」第8条に基づく計画であり、市の将来像を示す常陸大宮市総合計画基本構想・基本計画の分野別計画として位置付けられます。

また、市の個別の計画・事業の立案や実施に当たって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

あわせて、市民・市民団体・事業者が、それぞれの立場に立って、環境の保全や創造に向けて積極的に行動していくことが望まれる取組や、協働により取り組んでいく内容を示しています。

### 〈 計画の位置付け 〉

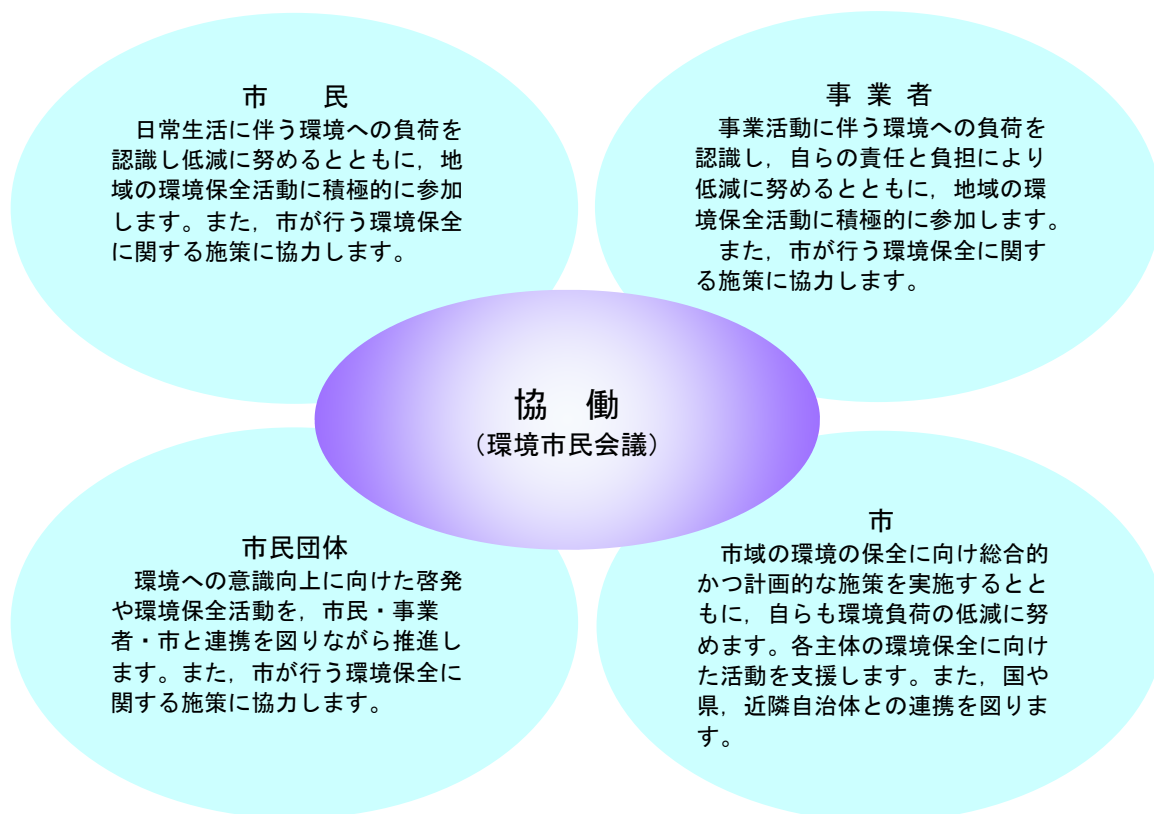


### 第3節 各主体の役割

本計画の目指す環境像や基本目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが役割を分担し、相互に連携・協力していく必要があります。

各主体の役割と連携は、次のようになります。

#### 〈 各主体の役割 〉



市の花  
(ばら)



市の木  
(さくら)

## 第4節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

|                                    |
|------------------------------------|
| 第1章 計画の基本的事項                       |
| 計画策定の趣旨，位置付け，各主体の役割，計画の期間，対象地域     |
| 第2章 環境の現状と課題                       |
| 市域の概況，環境の現状（施策の進捗，市民の環境意識調査），環境の課題 |
| 第3章 計画の方向性                         |
| 望ましい環境像，基本目標，計画の体系                 |
| 第4章 施策の展開                          |
| 市の施策，市民の取組，事業者の取組，重点施策             |
| 第5章 計画の推進と進行管理                     |
| 推進体制，進行管理                          |

## 第5節 計画の期間

計画の期間は，平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。ただし，計画期間中においても，計画の進捗，社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの状況の変化に適切に対応するため，必要に応じ見直すものとします。



市の鳥  
（かわせみ）

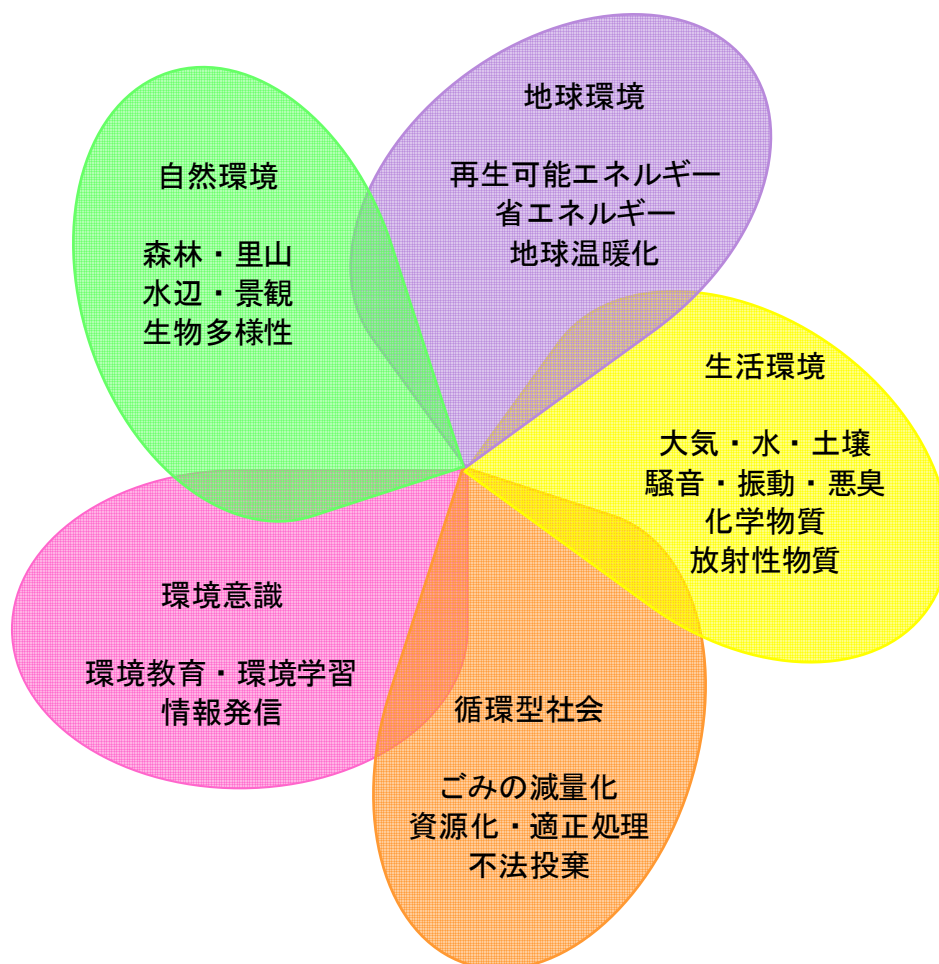


市の魚  
（あゆ）

## 第6節 計画が対象とする環境の範囲

常陸大宮市環境基本条例に規定する方針，総合計画を踏まえ，対象とする環境の範囲を次のとおりとします。

〈 計画が対象とする環境の範囲 〉



## 第7節 計画が対象とする地域

本計画の対象地域は，常陸大宮市全域とします。

なお，環境の保全に当たっては，近隣市町や県の協力をはじめ，流域や文化・経済圏，地球規模まで考えていく必要があり，状況に応じて広域的な調整を図るものとします。